

町民活動団体 認定申請のしおり

白老町における町民活動団体の認定制度は次のとおりです。

1. 町民活動団体とは

白老町内には、さまざまな学習会やスポーツクラブ、ボランティアサークルなどがあり、自主的な団体として活動しています。

さまざまな活動を通して、自己実現を図ったり、豊かな人間関係・地域関係を生み出す(1)社会教育・福祉・まちづくりに関する活動は、潤いと輝きのあ
る地域文化・スポーツ・福祉のまちづくりにつながる町民活動といえます。

このような活動を行うことを目的とし、(2)自主的な運営を行う開かれた団
体で、町が申請に基づき認定した団体を「町民活動団体」といいます。

※団体には会、サークル、グループ、クラブなどの呼び名も含まれます。

(1) 社会教育・福祉・まちづくりに関する活動とは

社会教育・福祉・まちづくりに関する活動とは、それぞれの分野で技術に習得
や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる町民の
活動です。

[例]

- 学習活動（講演・講習・研修・話し合いなど）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ・野外活動など）
- 文化・芸術・芸能活動（料理・園芸・手芸・写真・演劇・音楽・絵画・書道
など）
- ボランティア活動（本の読み聞かせや介護などのボランティア活動など）
- 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- まちづくりの推進を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 人権の擁護・平和の推進を図る活動
- 国際協力の活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 経済活動の活性化を図る活動
- 消費者の保護を図る活動
- その他町が認める活動

(2) 自主的な運営とは

町民活動を行おうとする人たちが自発的に団体をつくり、目的、活動内容、運営組織、役員、予算、会費などを会員同士で話し合っ活動を進めていくことです。

(3) 認定対象とならない団体

- ① 塾や各種教室のように講師が中心となって月謝を取り、講師の生計をたてる活動として行っている団体
- ② 規約（会則）を持たず、活動内容が明確でない団体
- ③ 一般町民の新規加入を受け付けない団体

2. 申請の要件

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 社会教育や福祉、まちづくりに関する活動を行う団体で、次の行為をしないもの<ol style="list-style-type: none">ア 営利を目的とする活動イ 特定の政党その他政治団体の利害に関することウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対することエ 特定の宗教もしくは特定の宗派・教団を支持し、またはこれに反対することオ その他公序良俗に反すること② 概ね次の要件を備えている団体<ol style="list-style-type: none">ア 団体の意志を表明する代表者がおり、組織が確立していることイ 団体としての規約（あるいは会則）があることウ 団体活動の経理が明らかであることエ 団体の構成員が5名以上であること（設立時など活動初期の団体にあっては3人以上可）オ 構成員の半数以上が白老町在住・在勤または在学であること |
|---|

3. 申請の要件

● 申請に必要な書類

- (1) 町民活動団体申請書（第1号様式）
- (2) 構成員名簿（第2-1号様式・第2-2号様式・第2-3号様式、第2-4号様式）
- (3) 団体規約（会則） ※注1
- (4) 事業報告書：前年度分（第3号様式） ※注1、2

(5) 会計報告書：前年度分（第4号様式） ※注1、2

(6) 事業計画書：本年度分（第5号様式） ※注1

(7) 会計計画書：本年度分（第6号様式） ※注1

※注1 決められた書式はありません。団体が、各会員に報告している書類でかまいません。（総会等の資料で上記内容が含まれている場合は、総会資料等で代用できます。）

※注2 新たに設立した団体は(4)、(5)の提出は必要ありません。

● 申請書作成のサポート

上記申請書等の作成方法については、「作成にあたってのQ&A」に記載しておりますが、書き方がわからない団体は、ご助言やお手伝いをいたしますのでご相談下さい。

※相談窓口 財政課 82-2714、生涯学習課 85-2020、健康福祉課 82-5541
町民まちづくり活動センター（町内会連合会）82-4253

● 申請書の提出先

白老町役場財政課、白老町教育委員会（白老コミセン内）、いきいき4・6、各出張所窓口に提出をお願いします。（郵送可）

● 申請書の提出期限

随時受付します。

● 次の場合は、すみやかに連絡をお願いします。

- ① 団体名、団体所在地、代表者及び連絡員の変更、規約（会則）の改正があった場合
- ② 団体が解散した場合

申請にあたってのQ & A

Q 1. 私たちのサークルは、毎月の練習や学習会だけなので、事業報告書や事業計画書を書けません。書き方を教えてください。

- A. 普段の内容をまとめたものを「事業報告」として提出してください。
 特別な大会や行事への実績だけでなく、定期的な練習や学習などが「年間事業となります。また、サークル運営のために開催した総会や役員会などの話し合いも、「事業報告」に含めて記入してください。
 事業計画書については、例を参考に本年の計画（予定）を記入してください。

(例)〇〇卓球サークル 事業報告書(1年分)

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容
4月 2日	役員会	〇〇生活館	5人	総会の打合せ
4月15日	総会	〇〇センター 会議室	25人	前年度の活動・会計報告と反省、 新年度の活動計画、予算の話合い
5月 7日	定期練習	〇〇センター	20人	基礎練習
5月21日	児童館 卓球大会	〇〇児童館	15人	児童館の卓球大会で、事前練習の コーチ及び審判を行う
6月 3日	定期練習	〇〇センター	23人	サーブ・レシーブの練習中心に
6月17日	定期練習	〇〇センター	19人	ラリーとスマッシュの練習中心に
7月15日	定期練習	〇〇センター	22人	試合形式の練習
8月10日	役員会	会長宅	5人	合宿の打合せ
8月22～ 24日	合宿	〇〇市 〇〇センター	23人	大会に向けての練習
9月15日	〇〇大会	体育館	20人	ダブルス5チーム参加と応援
10月9～ 10日	センター まつり	〇〇センター	21人	模擬店(やきそば)・チケット売場担当
				(以下省略)

※ 決められた様式はありません。前年度の活動がわかる「事業報告書」であれば結構です。

※ 定期的な活動を行っている場合は、「例) 毎週火曜日練習 計32回 延べ85人」と省略してもかまいません。

Q 2. 会計報告書や予算計画書の作り方を教えてください。

A. 会計報告書は、今回の認定のために作るものではありません。団体活動を行う上で、会場費、郵送料、事務用品代などいろいろな経費が必要になります。

会計担当は、収入と支出のつど会計簿に記入し、内容を明らかにしておきます。会計年度終了後、収入と支出それぞれの総額と内訳を具体的にまとめて報告書をつくります。そして、正しく処理されたかどうか会計監査を受け、会員に報告します。

こうすることで、必要経費が明確になり、会費を算出しやすくなります。計画的、継続的な活動をするためには予算を立てて活動することが大切です。

また、予算計画書についても、例の「会計報告書」を参考に、必要経費の見込みを算出して記入してください。

(例)「〇〇会」会計報告書 〇〇年度分

収 入		
科 目	決算額	摘 要
前年度繰越金	11,205円	
会費収入	154,000円	500円×25名×7ヶ月(4月～10月)=87,500円 500円×26名×2ヶ月(11月～12月)=26,000円 (11月より1名入会) 500円×27名×3ヶ月(1月～3月)=40,500円 (1月より1名入会)
合 計	165,205円	
支 出		
科 目	決算額	摘 要
会場使用料	19,350円	750円×15回=11,250円 900円×9回=8,100円
講師謝礼	100,000円	10,000円×10回=10,000円
郵送料(切手代)	8,000円	80円×100回=8,000円
事務用品代	8,130円	封筒(100枚) 1,280円 印刷用紙(2000枚)4,200円 色上質紙(500枚)2,650円
次年度繰越	29,725円	
合 計	165,205円	

※ 決められた様式はありません。前年度の収支内容がわかる「会計報告書」であれば結構です。

Q 3. 団体活動に必要な規約（会則）の望ましい内容を教えてください。

A. 規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであり、会員全員で話し合い、決めていくものです。規約を一部の人だけで決めたり、役員しか知らなかったりということのないようにしましょう。

団体の活動は変化していくこともあり、状況によっては規約を見直し、改正することもあります。規約には次のような項目が必要でしょう。

項 目	内 容
① 名 称	団体を表現するのにふさわしい名称をつけます。
② 事務所 (団体所在地)	代表者宅に置く場合が多いのですが、連絡員宅に置く場合もあります。
③ 目 的	目的を明確にすることにより、会員が共通の認識をもって活動できます。
④ 活動内容	団体の目的を実現するために活動する内容を具体的に示します。
⑤ 会員及び入退会	会員は平等の権利と責任をもちます。開かれた町民活動団体は、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則で、退会は会員の自由意思により決めます。
⑥ 役員と役割	会長・副会長・会計・監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。選出の方法は、総会で投票、推薦などがあります。
⑦ 経費・会計	会員の総意により平等に負担し、会員に報告します。
⑧ 会 議	総会(定期・臨時)、役員会など団体運営に必要な会議を設けます。年に1度は、総会を開催します。
⑨ 規約の改正	どういうルールで改正できるのかを明確にしておきます。改正は、総会で十分審議し、慎重に行います。
⑩ 施行日	規約の取り決めを実際に実行し始める日を明記します。

みなさんで知恵を出し合い、団体にふさわしい規約をつくり、活動を進めていきましょう。

記載例

町民活動団体認定申請書

平成17年 7月10日

(あて先) 白老町長

わたくしたちの団体は、町民活動団体として、次のとおり申請します。

代表者氏名 白 老 太 郎

①団体名	フリガナ <u>ゲンキクラブ</u> 元気クラブ			特に定めていない場合は 代表者住所が一般的です
②団体所在地	〒 059-0995 白老町大町1-1-1 白老太郎方 (電話番号)			
③代表者	氏名	フリガナ <u>シラオイ タロウ</u> 白 老 太 郎	電話番号	0144-82-2121
④連絡員	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	氏名	フリガナ <u>ハギノ ハナコ</u> 萩 野 花 子	電話番号 0144-85-2020
⑤活動内容	まちづくりの学習会、町内清掃活動			
⑥活動(予定)時間	年・ <input checked="" type="radio"/> 月・週	清掃1、学習会2回	水曜日	午前・午後 <input checked="" type="radio"/> 夜間
⑦活動(予定)場所	主な活動予定場所 白老コミセン(学習会) その他の活動予定場所 町内各地(清掃活動)			
⑧会費	入会金	<input checked="" type="radio"/> なし /	円	
	会費	なし / 月・ <input checked="" type="radio"/> 年	2,000円	
⑨会員数	計 15人 ・男性 12人 女性 3人 町内在住等 13人			
⑩設立年月日	昭和・ <input checked="" type="radio"/> 平成 12年 5月			
⑫団体種別	※次に該当する団体種別の番号に○をつけて下さい。○はいくつでもかまいません <input checked="" type="radio"/> ①学習活動(講演・講習・研修・話し合いなど) <input type="radio"/> ②体育・レクリエーション活動(各種スポーツ・野外活動など) <input type="radio"/> ③文化・芸術・芸能活動(料理・園芸・手芸・写真・演劇・音楽・絵画・書道など) <input checked="" type="radio"/> ④ボランティア活動(本の読み聞かせや介護などのボランティア活動など) <input type="radio"/> ⑤保健、医療、福祉の増進を図る活動 <input type="radio"/> ⑥まちづくりの推進を図る活動 <input type="radio"/> ⑦環境の保全を図る活動 <input type="radio"/> ⑧人権の擁護・平和の推進を図る活動 <input type="radio"/> ⑨国際協力の活動 <input type="radio"/> ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 <input type="radio"/> ⑪子どもの健全育成を図る活動 <input type="radio"/> ⑫経済活動の活性化を図る活動 <input type="radio"/> ⑬消費者の保護を図る活動 <input type="radio"/> ⑭その他 ()			

届出番号(役場記入欄)							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

取 受 印

構成員（役員・連絡員）名簿

*役員・連絡員以外の方は、構成員(白老町在住・在勤・在学者)名簿、構成員(白老町外)名簿にご記入下さい。

*役職名には、規約(会則)で定めた役職(会長・副会長・書記・会計・監査等)を記入して下さい。

役員用(代表者も含めてください。連絡員は最後の欄にご記入下さい。)

役員・連絡員の電話番号は、必ず記入して下さい。

	氏名	役職	性別	年齢	住所		連絡先
					現住所が区域内ではない方は、在勤在学の住所		名称又は電話番号
1	白 老 太 郎	会 長	男	50	〒 059-0995 大町1-1-1		82-2121
			女		〒		
2	吉 原 梅 子	副会長	男	48	〒 053-2211 苫小牧市朝日町4-5-6		72-1111
			女		〒 059-0914 緑丘1-1-1		
3	石 山 竹 男	会 計	男	62	〒 059-0201 字石山145-2		83-1111
			女		〒		
4			男		〒		
			女		〒		
5			男		〒		
			女		〒		
6			男		〒		
			女		〒		
7			男		〒		
			女		〒		

住所が白老町外で、勤務先・通学先が町内の場合は、下の段に勤務先・通学先の住所を書いて下さい。

連絡員用(役員が連絡員をかねているときは、氏名と役職のみご記入下さい。)

萩 野 花 子	連絡員	男	58	〒 059-0915 本町1-1-1		85-2020
		女		〒		

構成員（白老町在住・在勤・在学者）名簿

* 白老町在住・在勤・在学者以外の方は、（第2-3号様式）構成員（白老町外）名簿にご記入下さい。

* 白老町在勤・在学の方は、勤務もしくは通学先を記入して下さい。

※役員名簿に記入した方はこちらに記入しないで下さい。

No.	氏名	性別	年齢	住所
1	鈴木 和夫	男 女	36	白老町 竹浦110-1
2	佐藤 次郎	男 女	42	白老町 虎杖浜1
3	田中 美子	男 女	29	白老町 社台5
4		男 女		白老町
5		男 女		白老町
6		男 女		白老町
7		男 女		白老町
8		男 女		白老町
9		男 女		白老町
10		男 女		白老町
11		男 女		白老町
12		男 女		白老町
13		男 女		白老町
14		男 女		白老町
15		男 女		白老町
16		男 女		白老町
17		男 女		白老町
18		男 女		白老町

(参考例)

〇〇会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は、〇〇会とする。

(事務所)

第2条 〇〇会の事務所を、白老町□□町△丁目◎番×号に置く。

(目的)

第3条 この会は、音楽を優れた音楽・演劇等を通し、地域住民に鑑賞機会を提供し、芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 音楽、演劇等の開催
- (2) 音楽、演劇等の指導、助言
- (3) その他この会の目的達成のために必要な活動

(会員及び入退会)

第5条 会員は、当会の目的に賛同する者とする。

- 2 会員の入退会は文書により行うものとする。

(役員と役割)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
会 計	1 名
監 事	2 名

- 2 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 4 会計は、会の経理を統括する。
- 5 監事は、会計及び事業の執行を監査する。

(経費・会計)

第7条 会の経費は、会員の会費、事業に伴う収入、補助金及び寄付金をもって充てる。

- 2 会員は、1月500円の会費を納めなければならない。

(会議)

第8条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

3 理事会は、必要に応じて開催するものとする。

(規約の改正)

第9条 規約の改正は、総会により審議決定する。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。